

令和3年第13回定例委員会

- 1 日 時 令和3年7月14日(水) 10時30分から11時00分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理 五十嵐正信
委員 野村有信
委員 臼井祐一
事務局 局長
総務課 課長
選挙課 課長
広報啓発担当 課長
書記 3名

4 議 事 議 案

- 1 令和3年2月7日執行西東京市長選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決について

報 告

- 1 令和3年7月4日執行国分寺市長選挙及び同市議会議員補欠選挙結果について
- 2 選挙争訟について
- 3 選挙争訟について

そ の 他

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

| 発言者 | 発言の要旨 |
|-----|--|
| 委員長 | <p>ただ今から令和3年第13回定例委員会を開会いたします。</p> <p>本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。</p> <p>傍聴人の数は、東京都選挙管理委員会傍聴人規程第2条により、5人以内と定められておりますが、同条ただし書きを適用し、本日は申請者全員の傍聴を認めます。傍聴人の方々に申し上げます。</p> <p>傍聴される方々は、東京都選挙管理委員会傍聴人規程に従い、傍聴をしてくださるようお願いいたします。</p> |
| 委員長 | <p>本日は、1件の議案と3件の報告事項を予定しております。</p> <p>なお、本日の報告事項第2及び第3は、個人情報を含むことから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、ご異議はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>異議なし</p> |
| 委員長 | <p>御異議なしということですので、そのように取り扱うことといたします。</p> <p>それでは、議案第1号 令和3年2月7日執行西東京市長選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>《議案第1号について説明》</p> |
| 委員長 | <p>説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>確認の意味でお尋ねしたいと思いますが、申立人は、確認団体の法定ビラに、記載が禁止される「特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項」が書かれているのに、市選管が記載を修正させるか、あるいはビラの発行と配布を禁止すべきであったのに、それをしなかったと主張しています。</p> <p>そこで、まず、氏名類推事項とはどのようなものなのか確認したいと思います。</p> <p>また、本件のビラの記載については、氏名類推事項が書かれていたのか、いないのか、その点についてどのように考えているのか解釈をお聞かせください。</p> |
| 事務局 | <p>公職選挙法上、「氏名又はその氏名が類推されるような事項」との規定がありますが、これらの意味については、一般的には候補者の氏名等が直接に含まれている場合に該当するものと解されております。</p> <p>例えば、「あなたの1票を、現職市長へ！」との記載がなされた場合には、現職の市長は1名しかいないため、確かに候補者を特定することはできるものの、「現職市長」というだけでは、直接的に氏名を類推させることにはならず、差し支えないものと解されております。</p> |

本件のビラには、「新しい市長には前副市長を」や「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。」といった特定の候補者を想起できる文言が記載されておりますが、候補者の氏名等が直接に含まれてはいないため、氏名類推事項が書かれていた、とは言えないものと認識しております。

委員長 他に御質問はございますか。

委員 申立人は、選挙戦の終盤において、本件確認団体ビラが広範囲に配布されたことについて、「全戸に配布されたと認定すべき」とし、「選挙地域内の選挙人全般に影響し、自由な判断による投票を妨げた特段の事情があったと認めざるを得ないはずである」と主張しています。

この点、事務局で調査はしたのか。具体的な配布部数を確認しているのかお伺いいたします。

事務局 確認団体「明日の西東京を創る会」からビラの新聞折込みを請け負った(株)朝日オリコミの各新聞販売店に対して、事務局職員が電話で照会したところ、新聞折込みの総数は約 37,000 部とのことであり、これは西東京市の総世帯数の3分の1を超える数になるということで、申立人の指摘は事実であると認識しております。

しかしながら、それが選挙人の行動にどのような影響を与えたのかを判断するに足る十分な証拠は、申立人側から示されておらず、また、選挙人は、自らの投票行動を決定するに当たりましては、新聞報道や選挙運動などを通じて候補者の政見や主張などの情報を取得し、その自由な意思に基づき取捨選択しながら行うことが通常であって、本件法定ビラからの情報のみによって投票行動を決定するとは合理的に認められないものと認識しております。

委員長 他に御意見、御質問はございますか。

委員 申立人は、審査申立書の中で、本件確認団体ビラに関して、事前には形式的な要件確認のみで良いとしても、事後的には違法性を検討しなければならないものである、と主張しています。

そのような主張については、どのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。

事務局 確認団体の届出ビラの取扱いについては、過去、昭和 47 年 11 月 6 日付で当時の自治省が示した行政実例がありまして、これは「選挙関係実例判例集」にも掲載されております。

それによりますと、確認団体の届出ビラの中に自党はもちろん、他党候補者の氏名、氏名類推事項が記載されたものがあつた場合の取扱いとして、届出の際、公選法の規定に違反する旨をつたえるが、届出を拒否することはできないので、確認団体が届出意思を撤回しない限りは届出を受理せざるを得ない、というふうを示されているものです。

また、事後については、選管での審査に関する規定はございません。確認団体の届出ビラに係る選管の実質的な審査権については、事前のみならず事後的

にも与えられていないものと考えられます。

従いまして、本件において、市選管が形式的な審査のみでビラの届出を受理したこと、事後にビラの審査をしなかったことは、いずれも選挙の規定に違反する行為があったものとは認定できないものと認識しております。

委員長 　　では、次に私から質問があります。

申立人は、西東京市選管が本件確認団体ビラの違法性について判断しなかったことを問題視していますが、今までの説明によると、このことが、選挙を無効とする理由にはならないということだと思っておりますが、この点を確認したいと思います。

事務局 　　公職選挙法は、選挙を無効とするのに2つの条件を設けておりまして、選挙争訟の提起があったときは、1つ目は選挙の規定に違反していること、2つ目は選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあること、の双方の条件をいずれも満たす場合に限り、選挙の全部又は一部を無効とすべきものと定めております。

このうち、1つ目の「選挙の規定に違反していること」とは何かという問題がございますが、これまでの最高裁判例によりますと、「主として選挙管理の任にある機関、すなわちこれは選挙管理委員会ですが、選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」とされております。

確認団体ビラの届出を受理するにあたって、市選管にはビラの違法性について実質的審査権が与えられておりません。したがって、西東京市選管が本件確認団体ビラの違法性について判断しなかったことは、選挙の規定違反とは認定できず、選挙を無効とする理由は存在しないものと認識しております。

委員長 　　他に御質問・御意見はありますか。

委員 　　なし

委員長 　　御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 　　異議なし

委員長 　　異議なしと認めます。よって議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。それでは、報告事項第1 令和3年7月4日執行国分寺市長選挙及び同市議会議員補欠選挙結果について、事務局より説明を求めます。

事務局 　　《報告事項第1について説明》

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がなければ、報告事項第1について了承することといたします。それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪当面の日程について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。次回の定例委員会は、7月28日に開催することといたします。これより非公開審議に入ります。